

## 議案第7号

### 鳥取県総合事務所設置条例の一部改正について

次のとおり鳥取県総合事務所設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年6月6日

鳥取県知事 平井伸治

#### 鳥取県総合事務所設置条例の一部を改正する条例

鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(名称、位置及び所管区域)  第2条 略  2 略  3 第1項の規定にかかわらず、八頭郡の区域に係る前条第2号、 第7号及び第8号に掲げる事務は鳥取県東部総合事務所が所掌 し、日野郡の区域に係る同条第2号に掲げる事務及び同条第8 号に掲げる事務（生活環境に関する事務（景観形成に関する事 務に限る。）及び建築に関する事務に限る。）は鳥取県西部総合 事務所が所掌する。	(名称、位置及び所管区域)  第2条 略  2 略  3 第1項の規定にかかわらず、八頭郡の区域に係る前条第2号、 第7号及び第8号に掲げる事務は鳥取県東部総合事務所が所掌 し、日野郡の区域に係る同条第2号及び第8号に掲げる事務 (生活環境に関する事務を除く。)は鳥取県西部総合事務所が所 掌する。

#### 附 則

この条例は、平成19年8月1日から施行する。